資料３－１

第４管理期間の小型魚及び大型魚の配分の考え方について

平成30年９月

水産庁

１．基本的な配分の考え方について

基本的な配分の考え方（第４管理期間）

○　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「資源管理法」という。）に基づき、**小型魚、大型魚の別に大臣管理量と知事管理量に漁獲可能量（TAC）を配分**。

○　さらに、**大臣管理量は漁業の種類ごと、知事管理量は都道府県ごとに配分。**

○　第４管理期間における大臣管理量の管理期間は、平成30年１月１日から12月31日までの12か月間。
　一方、知事管理量の管理期間は、平成30年７月１日から平成31年３月31日までの９か月間。第５管理期間からは、管理期間を４月1日から３月31日までの12か月間に変更する方針。

2．小型魚の第4管理期間の基本的配分について

○　2002-04年の平均漁獲量の1/2をベースとし、これまで行ってきた沿岸漁業への配慮や、まき網漁業の漁獲枠削減と大型魚への移し替え等を反映した結果、基本的な配分は以下のとおり。

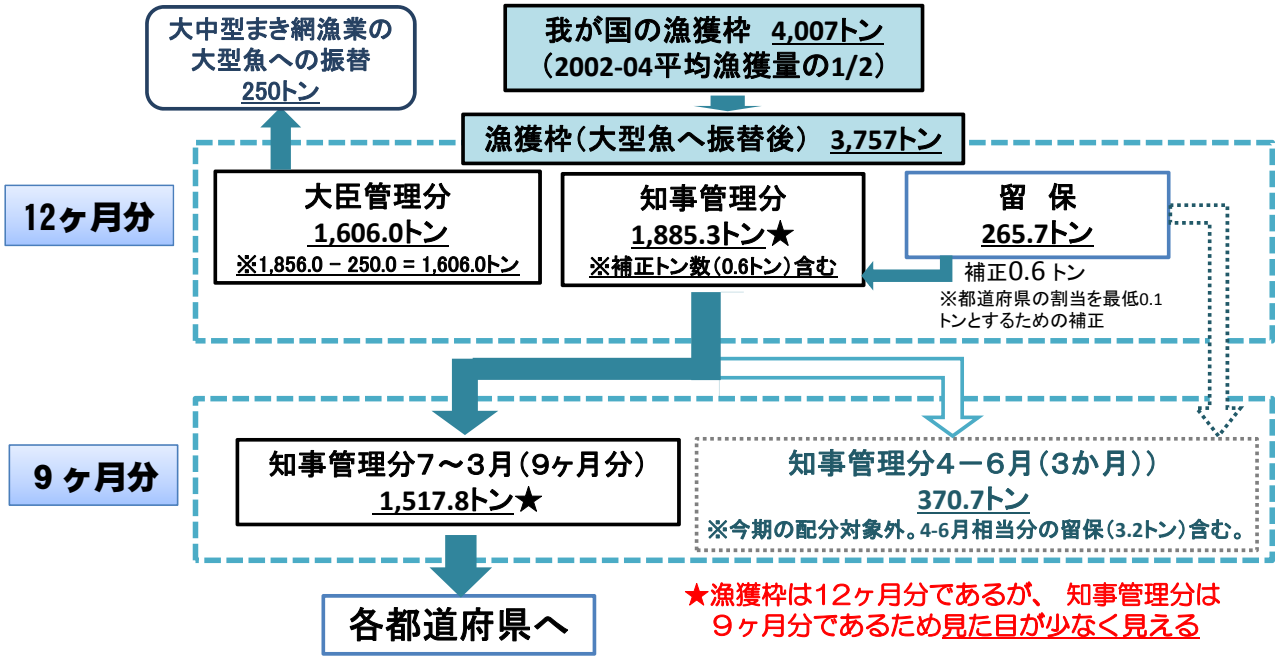

3．超過数量、獲り控え数量の取扱い

超過数量の取扱い

○　第３管理期間の小型魚の超過量は、第４管理期間から原則として一括で差引き。ただし、第2管理期間の都道府県の超過量の差引きは当初枠の2割までとし、残りは複数年での分割返済。

○　差引きの結果、配分量が0トンとなる道県へは、混獲枠を国の留保から配分。

獲り控え数量の上乗せ措置（知事管理量）

○　第３管理期間に獲り控えた都道府県の漁獲枠の残枠分は、第４管理期間の当該都道府県の漁獲枠に上乗せ配分する。

○　上乗せ数量は、第２管理期間及び第３管理期間に超過した数量のうち第４管理期間で差し引いた数量の範囲内。

４．第４管理期間の小型魚の配分(案)

○　大臣管理量及び知事管理量における超過数量、知事管理量の上乗せ数量を反映した第４管理期間の小型魚の配分案は以下のとおり。なお、上乗せ数量については最終的な調整中。

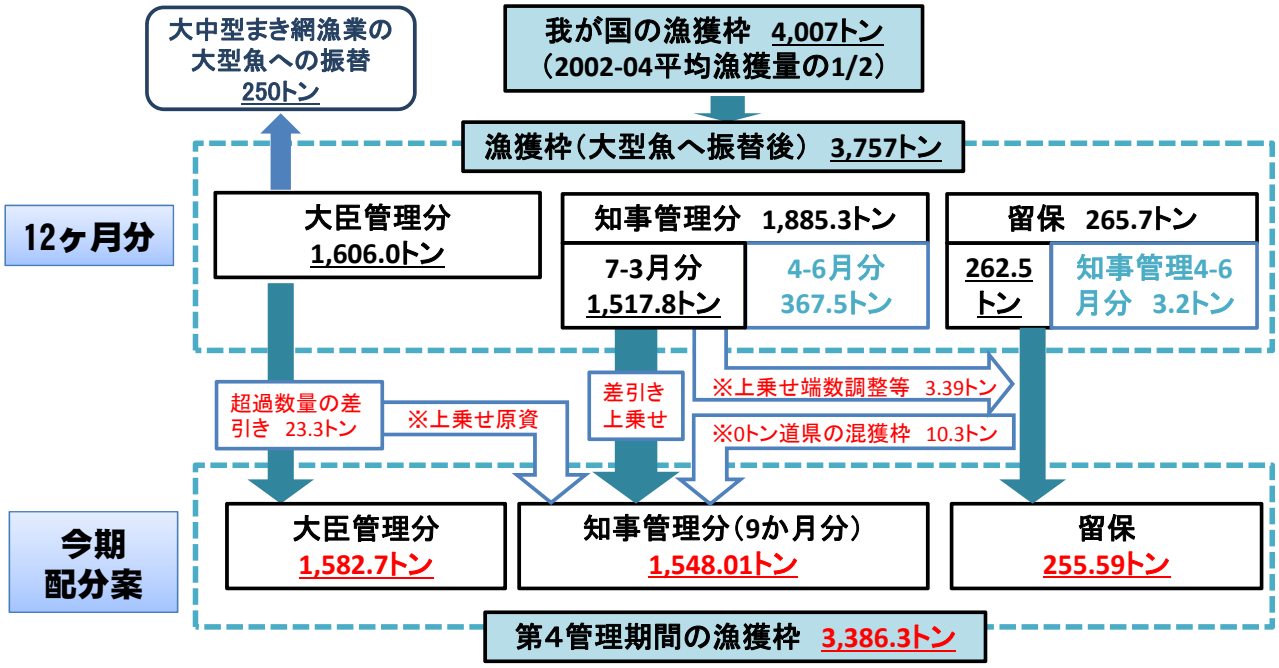

５．第４管理期間の小型魚の配分表(案)

■　大臣管理量、知事管理量別の小型魚の配分表（案）

第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類		配分（案）
くろまぐろ小型魚	大臣管理量（12か月分）	大中型まき網漁業	1,500.0トン
		近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9トン
		東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8トン
		小計	1,582.7トン
	知事管理量（９か月分）※上乗せ数量は調整中		1,548.01トン
	留保		255.59トン
	合計		3,386.3トン

5．第４管理期間の小型魚の配分表(案)

■　知事管理量の都道府県別の小型魚の配分表（案）

都道府県	配分量（案）
北海道	8.3トン
青森県	212.5トン
岩手県	21.1トン
宮城県	23.8トン
秋田県	15.1トン
山形県	7.7トン
福島県	9.0トン
茨城県	18.1トン
千葉県	36.3トン
東京都	8.4トン
神奈川県	33.8トン
新潟県	33.8トン
富山県	104.2トン

都道府県	配分量（案）
石川県	50.6トン
福井県	21.2トン
静岡県	26.2トン
愛知県	0.1トン
三重県	17.5トン
京都府	17.9トン
大阪府	0.1トン
兵庫県	1.8トン
和歌山県	23.6トン
鳥取県	1.9トン
島根県	58.8トン
岡山県	0.1トン
広島県	0.11トン

都道府県	配分量（案）
山口県	87.9トン
徳島県	8.4トン
香川県	0.1トン
愛媛県	8.3トン
高知県	34.8トン
福岡県	3.9トン
佐賀県	0.8トン
長崎県	632.8トン
熊本県	0.7トン
大分県	0.7トン
宮崎県	15.5トン
鹿児島県	2.0トン
沖縄県	0.1トン
合計	1,548.01トン

6．大型魚の第4管理期間の基本的配分について

○　2002-04年の平均漁獲量をベースとし、直近（2015-16年）の漁獲実績比率を反映し沿岸漁業へ配慮し、留保を設定した結果、基本的な配分は以下のとおり。

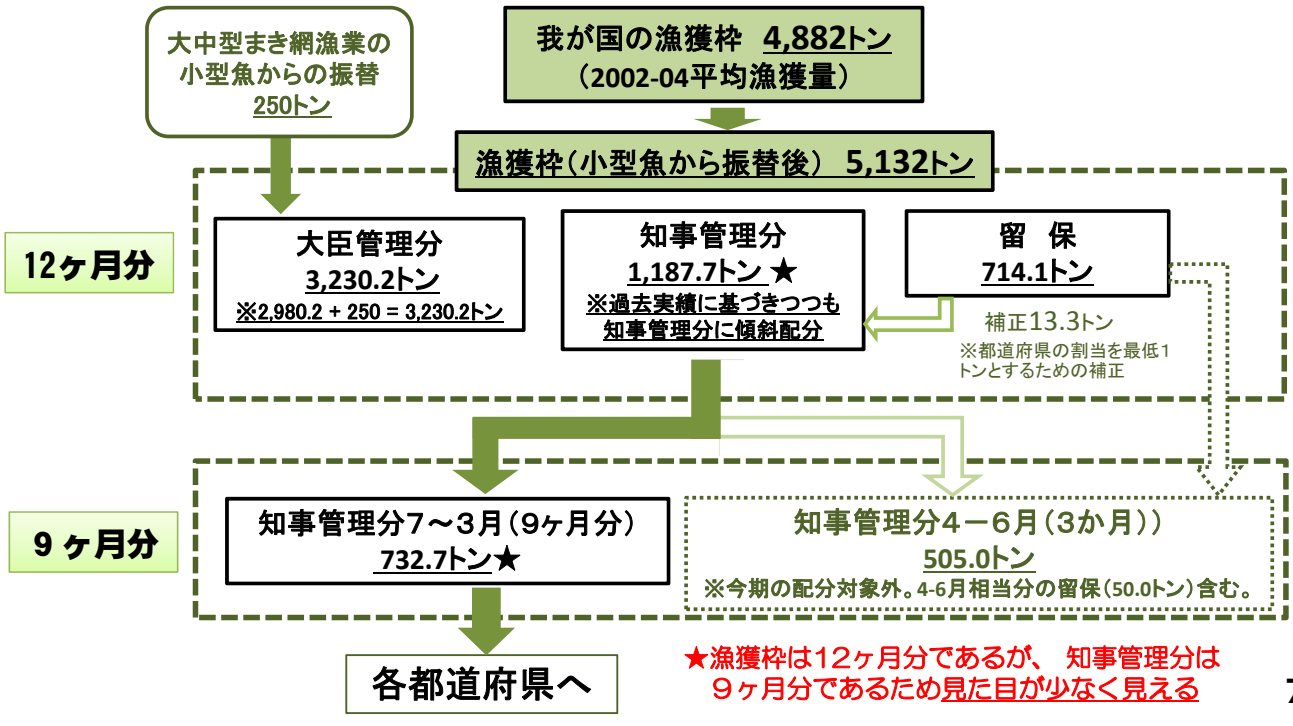

７．第４管理期間の大型魚の留保の配分について

○　留保している数量のうち、一部を知事管理（沿岸）漁業及び近海かつお・まぐろ漁業等へ配分。

留保の配分の考え方

・　知事管理量（沿岸漁業）については、**直近３か年（平成27年～29年）の７～３月**の都道府県ごとの漁獲量の最大実績値の合計を基本とし、実績の少ない微少割当都道府県(配分量が20トン以下)について、**混獲管理のため一律5トンを配分**。

・　大臣管理量のうち近海かつお・まぐろ漁業等については、**直近３か年（平成27～29年）の１～12月の漁獲量の合計の最大実績値を配分量**とする。（まき網は本年1月時点での割当どおり）

８．第４管理期間の大型魚の配分(案)

○　留保の配分を反映した第４管理期間の大型魚の配分案は以下のとおり。

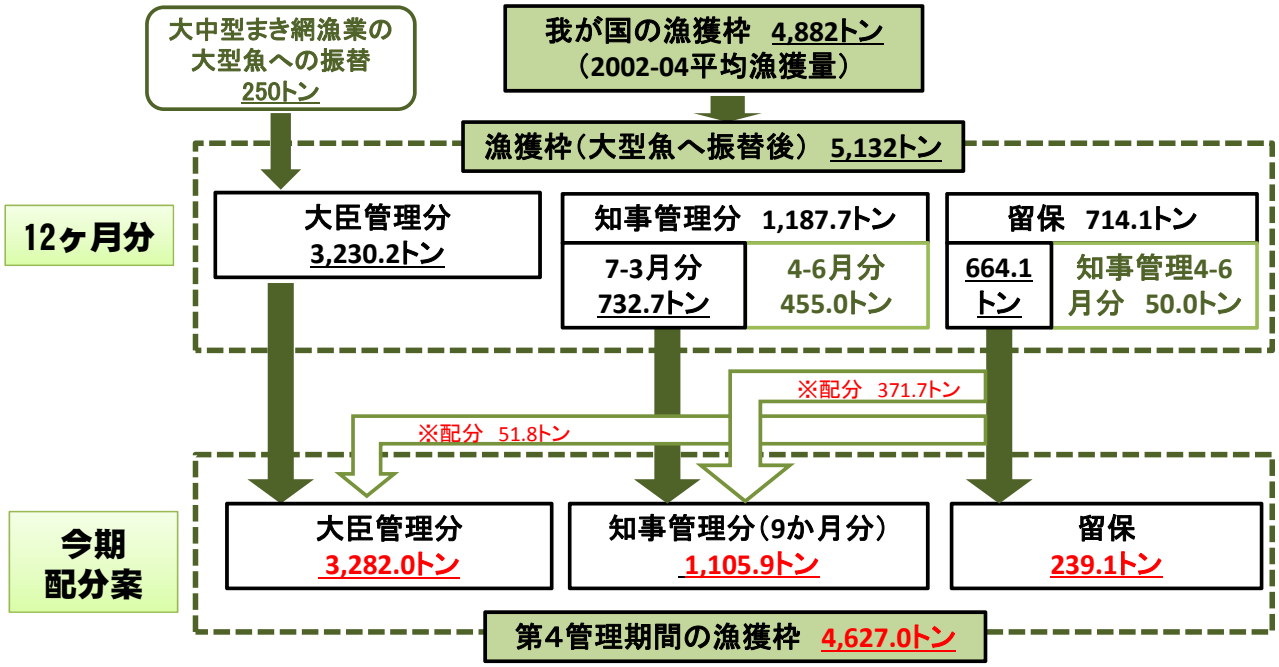

９．第４管理期間の大型魚の配分表(案)

■　大臣管理量、知事管理量別の大型魚の配分表（案）

第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類		配分量（案）
くろまぐろ大型魚	大臣管理量（12か月分）	大中型まき網漁業	3,063.2トン
		近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	218.8トン
		小計	3,282.0トン
	知事管理量（９か月分）		1,105.9トン
	留保		239.1トン
	合計		4,627.0トン

９．第４管理期間の大型魚の配分表(案)

■　知事管理量の都道府県別の大型魚の配分表（案）

都道府県	配分量（案）
北海道	208.4トン
青森県	401.0トン
岩手県	14.8トン
宮城県	12.9トン
秋田県	28.5トン
山形県	8.6トン
福島県	6.0トン
茨城県	6.0トン
千葉県	22.1トン
東京都	13.6トン
神奈川県	6.0トン
新潟県	14.1トン
富山県	7.4トン

都道府県	配分量（案）
石川県	11.8トン
福井県	8.2トン
静岡県	10.5トン
愛知県	6.0トン
三重県	7.7トン
京都府	12.1トン
大阪府	1.0トン
兵庫県	8.7トン
和歌山県	12.2トン
鳥取県	6.0トン
島根県	15.3トン
岡山県	1.0トン
広島県	1.0トン

都道府県	配分量（案）
山口県	23.0トン
徳島県	6.0トン
香川県	1.0トン
愛媛県	6.0トン
高知県	13.2トン
福岡県	6.9トン
佐賀県	6.0トン
長崎県	152.5トン
熊本県	6.0トン
大分県	6.0トン
宮崎県	7.6トン
鹿児島県	7.6トン
沖縄県	13.2トン
合計	1,105.9トン